

くらし

ある日帰宅すると、小学5年の息子が汚れた服を洗つており、体にあざがありました。聞くと、クラスの複数の男子から無視され、日常的にたたかれたり、蹴られたりしているそうです。息子を守るために何ができるでしょうか。

くらしの



## Q 小学5年の息子が学校でいじめに遭っている

A

### 法律に基づき学校に通報を

報する義務があります。  
通報を受けた小学校は、速やかに息子さんや加害児童へのピアリングなどの調査を行い、教育委員会に報告せねばならず、相談者は

相談者は、調査結果を踏まえ、加害児童などへの民事損害賠償請求をすることになります。(なお、息子さんがいじめで負ったのが治療費については、災害共済給付でカバーされることあります)。責任能力が認められる場合は加害児童

に対する民法上の不法行為責任を、認められない際は加害児童の保護者に監督義務を追及することになります。同時に、小学校に相談者は、同法により、息子さんが通う小学校へ通せん。

2011年の大津市の中学生の自殺を機に翌々年、いじめ防止対策推進法が成立しました。相談者は、同法やその他の法律に基づき何ができるでしょうか。

づき、息子さんや相談者への支援、加害児童に対する指導を行うこととされ、児童の保護者に監督義務を追及することになります。同時に、小学校に相談者は、同法により、息子さんが安心して学習できる環境(加害児童に別室で授業を受けさせるなど)を整えなければなりません。

以上が法的につながる手段となります。最も大切なことは、相談者が息子さんとの最大の理解者として全般的に寄り添い、息子さんの心身のケアに努めることです。

子どもが家で学校の話を

しなくなったり、持ち物をなくすようになってしまったなど、いじめのわざかな兆候に気づいてあげてほしいと思います。

(弁護士・小山 徹)  
◇第1、3水曜に掲載します。

兵庫県弁護士会  
総合法律センター

078-341-1717(神戸)  
078-351-1233(明石、北播磨、山崎、淡路、  
南たじま、丹波)  
06-4869-7613(阪神、伊丹、宝塚、川西)  
079-286-8222(西播磨)